

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学（以下「実施機関」という。）が、平成27年6月9日付け27医大甲検第92号で行った「県民健康調査事業 甲状腺検査（二次検査）受付票（以下「対象公文書」という。）」を不開示とした決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 対象公文書のうち、受診対象者への送付時に既に印字されていた項目については、次に掲げる部分の項目名であって、記載欄に記載されている受診対象者の個人の情報を除き、開示すべきである。

二次検査日の月日、一次検査日の月日、検査場所、受付番号、フリガナ、氏名、生年月日、年齢、性別、住所の町名以下の部分及び連絡先

- 2 上記1以外の部分については、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成27年6月2日付けで、福島県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「県民健康調査事業 甲状腺検査事業（二次検査受付表）若しくは〇〇市における子供の甲状腺がん がんの疑いのあるもの5名分のカルテの住所記載部分の〇〇市以下町名まで」を内容とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- 2 これに対して実施機関は、平成27年6月9日付けで、本件開示請求に対応する公文書として対象公文書を特定した上で、「特定の個人を識別できるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。」との理由により条例第7条第2号を適用し、不開示にするとの決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

- 3 異議申立人は、平成27年7月2日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

- 4 実施機関は平成27年7月16日付け27医大甲検第148号により当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、これらの開示を求めるというものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 今回の医大における調査は福島県の調査依頼によるものと思われ、調査費用は税

金でまかなわれているものであるから、本調査のすべての情報は納税者のものである。

- (2) 医大は不開示理由に「個人を特定される」ことを挙げているが、〇〇市の行政区毎の18歳以下の人数から、個人が特定されるおそれはないといえる。また、医大の調査結果では〇〇市の行政区よりもはるかに人数の少ない行政単位が公表されている。
- (3) 条例第7条第2号ただし書イでは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については開示がなされると規定されており、今回の請求内容は当該規定に該当するものである。また、知る権利は今や基本的人権のひとつと考えられている。
- (4) 〇〇市は、事故当時の線量調査でセシウム134、137の合算値がとても高い地域であり、放射性ヨウ素についても相当の高さであったものと考えられる。放射線と甲状腺がんの因果関係について医大は認めていないが、子や孫を持つ身として本当に因果関係がないか大変不安である。
- (5) 我々国民は複数の情報を組み合わせることによって高い知識を得ることができるのであるから、医大は国民が知ろうとする基礎的情報を速やかに提供しなければならない。
- (6) 条例のもととなるものは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)であると思われる。法第1条の規定にあるとおり、私の知る権利は憲法及び法で保障されている。
- (7) 法で定める不開示理由の一つに「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」がある。私が求めているのは行政区ごとの患者数であり、法が定める個人識別部分にはあたらない。また、医大は不開示決定理由説明書で「仮に個人識別部分そのものでないとしても、二次検査を受けたことなど当該検査対象者についての情報を知っている者など一定範囲の者にとっては、検査対象者がだれかを知る手掛かりになるものであって、これを公にすることにより、この一定範囲の者に甲状腺検査結果が悪性ないし悪性疑いがあるなどの情報が知られることとなる。」と主張しているが、私達国民は二次検査を誰が受けたのかといった情報に接することなどできないものであるし、そのような情報は欲しいとも思わない。
- (8) 法では「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は開示されるとしており、今回の請求内容は自分たちの地域で生活する上での重要な情報であるので、これにあたるものである。
- (9) 以上のことから医大は悪意を持って情報を隠蔽し国民の知る権利を全くないがしろにしていると言わざるを得ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分理由は、公文書不開示決定理由説明書及び口頭による理由説

明を総合すると次のとおりである。

1 本件開示請求にかかる公文書について

- (1) 本件開示請求に対応する公文書については、県民健康調査事業 甲状腺検査（二次検査）受付票であると解した。
- (2) 対象公文書は、甲状腺検査二次検査受診者に対して作成するものである。なお、甲状腺検査二次検査は甲状腺検査一次検査でB判定又はC判定になった方を対象に実施するものである。

2 条例第7条第2号該当性について

- (1) ○○市におけるこれまでの悪性ないし悪性疑い者は5人（先行検査3人、本格検査2人）と少数である。本件検査対象者は当時18歳以下の小児に限定されており、二次検査受診者も少人数（先行検査26人、本格検査31人）であることから、町毎（5行政区）の内訳は、個人識別部分にあたり開示できないものと判断した。
- (2) また、仮に個人識別部分そのものでないとしても、二次検査は医療機関の通常外来と同時間帯に実施されることから、二次検査受診者を待合室等で見かけたといった一定範囲の者にとっては、検査対象者が誰であるかを知る手掛かりとなるものであって、これを公にすることにより、この一定範囲の者に甲状腺検査結果が悪性ないし悪性疑いであるなどの情報が知られることとなる。当該情報は個人に関する情報のうちでも他人にはみだりに知られたくない個人のプライバシーに属するものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、条例第7条第2号に該当すると判断した。
- (3) 二次検査における悪性ないし悪性疑い者数を市町村毎に集計し公表しているのは、甲状腺検査の委託者である福島県県民健康調査課からの指示によるものであり、当該公表方式をとることで○○市の行政区よりも少ない行政単位の人数が公表されることがある。

第5 審査会の判断

1 対象公文書の特定について

本件開示請求に対応する公文書として実施機関は第4の1(1)の公文書を特定したが、このことについて異議申立人と実施機関との間に争いはないため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないと認められる。

2 判断にあたっての基本的な考え方

本件開示請求において、異議申立人は対象公文書に記載されている内容の一部のみを請求している。

しかしながら、条例第7条は公文書の開示請求に対して、実施機関は開示請求に係る公文書が同条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該公文書を開示しなければならないという原則開示の基本的考え方を定めたものと解される。

よって当審査会においては、異議申立人の請求内容によらず、対象公文書の全体について、実施機関が開示と判断した内容が条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当するか否かを判断する。

3 条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号の趣旨について

本号は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護する必要があるとあり、プライバシーは、いったん開示されると、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、特にプライバシーに関する情報については、最大限保護することを目的としており、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものであると解される。

また、本号ただし書は、個人が識別され得る個人情報には、公知の情報や、人の生命、財産等を保護するために公にすることが必要な情報が含まれることから、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められる場合には、不開示としないことを例外的に定めたものと解される。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

当審査会において対象公文書を確認したところ、当該対象公文書中には、検査対象者の氏名、生年月日等の明らかに特定の個人を識別できる情報のほか、医師の氏名、検査場所等の他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報が含まれていることが確認された。

これらの情報は、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないものであることは明白であると認められる。

しかし、第1の1で開示すべきとした事項については、当該情報が開示されることで特定の個人が識別されるおそれ、個人の権利利益を害するおそれもないものと判断するところであり、当該情報については条例第7条第2号に該当するとは認められない。

(3) なお、異議申立人は、対象公文書に記載されている住所のうち「〇〇市以下町名まで」の情報を開示したとしても特定の個人を識別することはできない旨を主張している。このことについて、実施機関は、二次検査受診者は検査受診時に他の外来患者等とは別の待合室等に案内されたわけではないので当該他の外来患者等の目に触れる可能性があったこと、〇〇市における悪性ないし悪性疑いのある者の人数は5人と極めて少数であることを当審査会に説明している。

当審査会において審議した結果、前段の実施機関の説明は首肯できるものであり、当該情報を公にした場合には、二次検査受診者個人の特定が可能となり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、前段の異議申立人の主張は、採用することができない。

4 その他

異議申立人のその他の主張については、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではないことから、採用することはできない。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 7月16日	・ 諮問書受付
平成28年 6月16日	・ 実施機関に不開示決定理由説明書の提出を要求
平成28年 7月 5日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書の提出
平成28年 7月 6日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成28年 9月23日	・ 異議申立人から不開示決定理由説明書に対する意見書の提出
平成28年11月18日 (第249回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成28年12月16日 (第250回審査会)	・ 実施機関から不開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成29年 1月27日 (第251回審査会)	・ 審議
平成29年 2月 3日	・ 異議申立人に条例第23条第4項の規定による意見書の提出を要求
平成29年 2月16日	・ 異議申立人から条例第23条第4項の規定による意見書の提出
平成29年 2月20日 (第252回審査会)	・ 審議
平成29年 3月21日 (第253回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成29年4月20日現在）

（五十音順）

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
丹野 豊子	行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者